主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人小久保文雄の上告理由第一ないし第四について。

原審における弁論の全趣旨によれば、被上告人が贈与により本件不動産の所有権 を取得した旨の主張には、死因贈与による取得の主張も含まれているものと解され る。従つて、原判決が、被上告人は上告人ら先代Dから本件不動産の死因贈与を受 け、その所有権を取得したと認定したことは、何等当事者の主張しないことを認定 したものではない。そして原審の事実認定は挙示の証拠によつて肯認し得、原判決 には何等所論の違法はない。それ故、論旨は採用し得ない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	=	郎
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一 郎